

## 三島町介護職員初任者研修受講料助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護事業所に就業する意志を有し（資格を有さず、現に介護事業所に勤務している場合も含む）、介護職員初任者研修（以下「研修」という。）を受講するものに対し、その受講料を助成し、介護従事者の確保を図るとともに、介護人材の就業を支援することによりその定着を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 介護職員初任者研修受講料助成金（以下「研修受講料助成金」という。）の交付対象者は、町内に住所を有する者で次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 研修を修了した者
- (2) 研修修了後町内の介護事業所に勤務する意志を有する者若しくは、現に介護事業所に勤務しており、研修修了後も継続して当該事業所に勤務する者
- (3) 研修会受講修了者である旨町内の介護事業所に情報提供する者
- (4) 他の助成制度を利用していない者
- (5) 町税の滞納がない者

### (補助額)

第3条 研修受講料助成金の額は、10万円を限度とし、研修の受講料、教材費を対象とする。

2 研修項目の一部を受講できなかった場合における補講料は助成の対象外とする。

### (申請)

第4条 研修受講料助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修修了後、次に掲げる書類により町長に申請するものとする。

- (1) 介護職員初任者研修受講料助成交付申請書（様式第1号）
- (2) 研修に係る受講料を支払ったことを証する書類
- (3) 三島町内介護事業所就業誓約書（様式第2-1号）若しくは、三島町内介護事業所継続勤務誓約書（様式第2-2号）
- (4) 修了証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による書類の提出があり、交付が適正であると認めたとときは、介護職員初任者研修受講料助成金交付決定書（様式第3号）によりその旨通知し、研修受講料助成金を交付するものとする。

### (就業状況の報告)

第6条 介護職員初任者研修受講料助成金の交付決定を受けた者は、介護事業所に5年間従事したことを証明する介護事業所等就業証明書（様式第4号）をすみやかに町長に提出し

なければならない。

(補助金の交付取消及び返還)

第7条 町長は次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、第5条第1項に規定する研修受講料助成金の交付決定を取消し研修受講料助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により研修受講料助成金の交付を受けたとき。
- (2) 研修を修了した日から3ヶ月以内に介護事業所に就業し、かつ介護事業所において5年以上就業を行わなかったとき、5年を経過せずに本町から転出したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。